

長野県出資等外郭団体見直しの経過

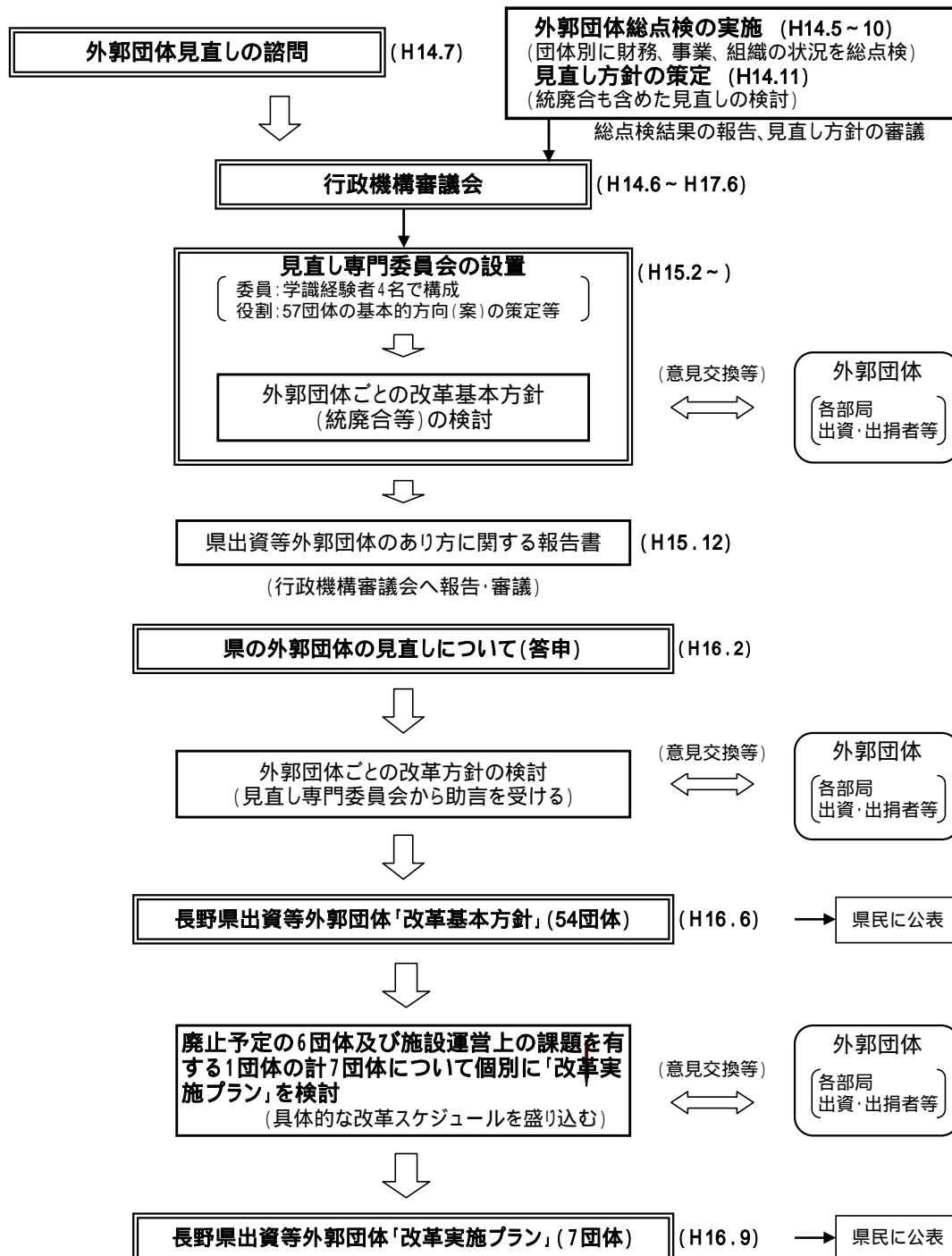
< 見直し対象団体 >

原則として県が出資・出捐している全ての団体

未出資団体であっても、職員の派遣、反復・継続的財政支出など県行政と密接な関係を有する団体

< 次のものは対象外 >

- ・県の出資比率が25%未満の団体のうち民間放送局など民間が設立主体のもの
- ・全国規模の団体など事業活動が県域を越えるもの
- ・別途審議会を設けている「しなの鉄道」



廃止団体(8団体)

H16	(財)長野県建設技能振興基金、(社)長野県地域開発公団
H17	(財)長野県勤労者福祉事業団、(財)長野県公園公社、(社)長野県高圧ガス保安公社
H18	(財)長野県漁業信用基金協会、(財)長野県学生寮、(社)長野県生乳検査協会